

一般質問一覧表

田原市議会第2回定例会（第2日・第3日）

令和6年6月17日・18日

個人質問

令和6年6月17日（予定）

1番 自由民主党田原市議団 真野尚功議員

（一括質問一括答弁方式）

○ 子ども・若者に向けた魅力づくりについて

1. 若者の定住を促進する取組について
2. 子どもたちに地域の魅力を知ってもらうための教育について

2番 公明党田原市議団 辻 史子議員

（一問一答方式）

○ 難聴者の意思疎通の支援について

1. 市役所窓口業務に軟骨伝導イヤホンの導入について
2. 難聴の高齢者への支援について

3番 自由民主党田原市議団 村上 誠議員

（一括質問一括答弁方式）

○ 地域コミュニティ活動等支援制度について

1. 地域コミュニティの現状と課題について
2. 地域コミュニティ活動等支援制度の見直しについて

4番 自由民主党田原市議団 山上勝由議員

（一問一答方式）

○ 結婚支援施策について

1. 結婚支援の取組について
2. 結婚新生活支援事業補助について

5番 自由民主党田原市議団 内藤 浩議員

（一問一答方式）

○ 行財政運営における公共施設の適正化について

1. 行政改革大綱における取組について
2. 用途廃止施設の取扱いについて

6番 自由民主党田原市議団 古川幸宏議員

（一問一答方式）

○ 商業振興支援について

1. 中小企業者・小規模企業者支援について
2. 創業・事業承継支援について
3. 小規模企業振興基本条例制定について

令和6年6月18日（予定）

7番 国民民主党田原市議団 中村健太郎議員

（一問一答方式）

- 子ども・若者施策について
 - 1. 市町村こども計画の策定について
 - 2. 子ども・若者の意見を施策に反映させるための環境整備について
 - 3. 子ども・若者を中心とした会議体について

8番 自由民主党田原市議団 内藤喜久枝議員

（一問一答方式）

- 赤羽根福祉センターの在り方について
 - 1. 赤羽根福祉センターの現状と課題について

9番 自由民主党田原市議団 小川貴夫議員

（一問一答方式）

- 職員の採用方法と働き方改革について
 - 1. 職員の採用方法について
 - 2. 職員の新たな働き方について

10番 自由民主党田原市議団 中野哲伸議員

（一問一答方式）

- 飼い主のいない猫の問題について
 - 1. 飼い主のいない猫の問題に対する本市の取組と課題について
- タクシー不足に対する今後の取組について
 - 1. タクシー不足に対する今後の取組について

11番 自由民主党田原市議団 小川金一議員

（一問一答方式）

- 新しいビジネスモデル創出のための取組について
 - 1. 事業実施の必要性や可能性についての検討状況について
 - 2. 今後の推進組織の構築について

12番 青嵐会 岡本重明議員

（一括質問一括答弁方式）

- 市民の日常生活利便性向上に向けたまちづくりについて
 - 1. 地域間差異が日常生活利便性に与える影響について
 - 2. 日常生活利便性向上に必要なインフラ整備の考え方について

令和 6 年 6 月 3 日

田原市議会議長 殿

田原市議会議員 真野 尚功
 (会派名：自由民主党田原市議団)

一般質問通告書

次のとおり、会議規則第 6 3 条の規定により通告します。

質問者の区分	代表質問 ・ 個人質問
質問方式の選択	一問一答方式 ・ 一括質問一括答弁方式
質問項目(大項目)	子ども・若者に向けた魅力づくりについて
質問項目(小項目)	1. 若者の定住を促進する取組について
<p>質問要旨:第 2 次田原市総合計画の人口移動率の資料では、若者の転出が転入を上回る社会減の傾向が大きい。これは福祉や教育、産業などあらゆる分野に大きな影響を及ぼすと考える。</p> <p>そこで、この若者の社会減の現状をどのように捉え、若者の定住促進について、今後どのように取り組むのか伺う。</p>	
質問項目(小項目)	2. 子どもたちに地域の魅力を知ってもらうための教育について
<p>質問要旨:田原市で生まれ育った子どもたちに、ふるさとを大切に思う気持ちや、地域への愛着を育んでもらうために、子どもの頃から田原市の良さを知ってもらうことが大切であると考えます。</p> <p>そこで、子どもたちに地域の魅力を知ってもらうための教育について伺う。</p>	

(裏面に続く)

質問項目(小項目)	
質問要旨:	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	

(留意事項)

- この通告書の写しは、市当局及び議会運営委員会に配布します。
- 大項目及び小項目は、一般質問一覧表に転記します。
- 大項目が二つ以上の場合は、通告書を分けて大項目ごと提出してください。
- 質問要旨は、質問の主旨、狙い等を明瞭・簡潔に記入してください。(200字以内)
- 用紙が足りない場合は複数枚使用して、右上の / 枚 に枚数を記入してください。
- 一般質問の受付は、告示日の午前8時30分から受付を開始します。
- 電子メールにより送信した場合は、同時に議会事務局に電話連絡してください。
- 一般質問(個人質問)の発言順は、通告書の受付順によります。

事務局 記入欄	令和6年6月3日(8時30分受付)	受付番号	個-1
------------	-------------------	------	-----

令和 6 年 6 月 3 日

田原市議会議長 殿

田原市議会議員 辻 史子
 (会派名：公明党田原市議団)

一般質問通告書

次のとおり、会議規則第 6 3 条の規定により通告します。

質問者の区分	代表質問 ・ 個人質問
質問方式の選択	一問一答方式 ・ 一括質問一括答弁方式
質問項目(大項目)	難聴者の意思疎通の支援について
質問項目(小項目)	1. 市役所窓口業務に軟骨伝導イヤホンの導入について
<p>質問要旨: 耳周辺の軟骨の振動を通じて音が聞こえる「軟骨伝導イヤホン」を相談窓口を設置する自治体や金融機関、病院などの団体が増えている。音漏れが少ないことから、難聴者との意思疎通に役立っている。 そこで、「軟骨伝導イヤホン」についての本市の認識を伺う。</p>	
質問項目(小項目)	2. 難聴の高齢者への支援について
<p>質問要旨: 補聴器は、加齢性の難聴に悩む高齢者の「聞こえ」を補い日常生活を支えている。難聴を放置すれば孤立化や認知症のリスクが高まる。難聴の高齢者が補聴器を使える体制整備を検討すべきと考える。 そこで、加齢性難聴に悩む高齢者への支援について、本市の考えを伺う。</p>	
質問項目(小項目)	
<p>質問要旨:</p>	

(裏面に続く)

質問項目(小項目)	
質問要旨:	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	

(留意事項)

- この通告書の写しは、市当局及び議会運営委員会に配布します。
- 大項目及び小項目は、一般質問一覧表に転記します。
- 大項目が二つ以上の場合は、通告書を分けて大項目ごと提出してください。
- 質問要旨は、質問の主旨、狙い等を明瞭・簡潔に記入してください。(200字以内)
- 用紙が足りない場合は複数枚使用して、右上の / 枚 に枚数を記入してください。
- 一般質問の受付は、告示日の午前8時30分から受付を開始します。
- 電子メールにより送信した場合は、同時に議会事務局に電話連絡してください。
- 一般質問(個人質問)の発言順は、通告書の受付順によります。

事務局 記入欄	令和6年6月3日(8時30分受付)	受付番号	個-2
------------	-------------------	------	-----

令和 6 年 6 月 3 日

田原市議会議長 殿

田原市議会議員 村上 誠

(会派名：自由民主党田原市議団)

一般質問通告書

次のとおり、会議規則第 6 3 条の規定により通告します。

質問者の区分	代表質問 ・ 個人質問
質問方式の選択	一問一答方式 ・ 一括質問一括答弁方式
質問項目(大項目)	地域コミュニティ活動等支援制度について
質問項目(小項目)	1. 地域コミュニティの現状と課題について
<p>質問要旨：田原市は、地域コミュニティ振興計画を策定し、地域活動の活性化や支援制度の見直しなど、地域の要望に応えながら地域コミュニティを支援してきた。しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大による行動自粛等によって、助け合い体制の弱体化が憂慮される状況もあった。</p> <p>昨年 5 月 8 日に感染症の分類が 5 類に変更され、地域活動も戻りつつあるが、その後の地域コミュニティの現状と課題について市はどのように捉えているのか伺う。</p>	
質問項目(小項目)	2. 地域コミュニティ活動等支援制度の見直しについて
<p>質問要旨：自治会などが抱える問題として、人口減少や高齢者世帯の増加、担い手不足などが挙げられ、地域活動の停滞を引き起こしていると捉えている。一方で、市民の集いの拠点である集会施設は、補助金制度があるものの昨今の資材の物価高騰等により、施設整備に踏み込めない自治会もある。そこで、老朽化した施設の撤去費を補助対象とするなど、今の時代にあった地域コミュニティ活動等支援制度に見直す考えはないか伺う。</p>	

(裏面に続く)

質問項目(小項目)	
質問要旨:	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	

(留意事項)

- この通告書の写しは、市当局及び議会運営委員会に配布します。
- 大項目及び小項目は、一般質問一覧表に転記します。
- 大項目が二つ以上の場合は、通告書を分けて大項目ごと提出してください。
- 質問要旨は、質問の主旨、狙い等を明瞭・簡潔に記入してください。(200字以内)
- 用紙が足りない場合は複数枚使用して、右上の / 枚 に枚数を記入してください。
- 一般質問の受付は、告示日の午前8時30分から受付を開始します。
- 電子メールにより送信した場合は、同時に議会事務局に電話連絡してください。
- 一般質問(個人質問)の発言順は、通告書の受付順によります。

事務局 記入欄	令和6年6月3日(8時31分受付)	受付番号	個-3
------------	-------------------	------	-----

令和 6 年 6 月 3 日

田原市議会議長 殿

田原市議会議員 山上 勝由
 (会派名：自由民主党田原市議団)

一般質問通告書

次のとおり、会議規則第 6 3 条の規定により通告します。

質問者の区分	代表質問 ・ 個人質問
質問方式の選択	一問一答方式 ・ 一括質問一括答弁方式
質問項目(大項目)	結婚支援施策について
質問項目(小項目)	1. 結婚支援の取組について
<p>質問要旨：田原市社会福祉協議会に委託し設置しているふれあい相談センターでは、結婚相談や婚活イベントの企画運営など、結婚を希望する方へのサポートを実施しているが、本年 10 月からは他の民間事業者へ委託することである。</p> <p>そこで、現在のふれあい相談センターにおける取組の評価と今後の結婚支援の取組について伺う。</p>	
質問項目(小項目)	2. 結婚新生活支援事業補助について
<p>質問要旨：結婚後の若い世代の経済的負担を軽減するため、令和 3 年度から結婚新生活支援事業補助金として、新居となる住居の購入や賃料、引っ越しなどにかかった費用の一部を補助している。</p> <p>そこで、この補助事業について、これまでの実績を踏まえた評価と今後の展望について伺う。</p>	
質問項目(小項目)	
質問要旨：	

(裏面に続く)

質問項目(小項目)	
質問要旨:	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	

(留意事項)

- この通告書の写しは、市当局及び議会運営委員会に配布します。
- 大項目及び小項目は、一般質問一覧表に転記します。
- 大項目が二つ以上の場合は、通告書を分けて大項目ごと提出してください。
- 質問要旨は、質問の主旨、狙い等を明瞭・簡潔に記入してください。(200字以内)
- 用紙が足りない場合は複数枚使用して、右上の / 枚 に枚数を記入してください。
- 一般質問の受付は、告示日の午前8時30分から受付を開始します。
- 電子メールにより送信した場合は、同時に議会事務局に電話連絡してください。
- 一般質問(個人質問)の発言順は、通告書の受付順によります。

事務局 記入欄	令和6年6月3日(8時33分受付)	受付番号	個-4
------------	-------------------	------	-----

令和 6 年 6 月 3 日

田原市議会議長 殿

田原市議会議員 内藤 浩

(会派名：自由民主党田原市議団)

一般質問通告書

次のとおり、会議規則第 6 3 条の規定により通告します。

質問者の区分	代表質問 ・ 個人質問
質問方式の選択	一問一答方式 ・ 一括質問一括答弁方式
質問項目(大項目)	行財政運営における公共施設の適正化について
質問項目(小項目)	1. 行政改革大綱における取組について
<p>質問要旨：現在進められている第 4 次田原市行政改革大綱では、「公共施設の適正化」に関するアクションプランが位置づけられ、改革に取り組んでいるところである。</p> <p>そこで、第 4 次田原市行政改革大綱における公共施設適正化の取組成果について伺う。</p>	
質問項目(小項目)	2. 用途廃止施設の取扱いについて
<p>質問要旨：用途廃止施設のうち、学校や保育園などの施設の現状と今後の取扱いについて伺う。</p>	
質問項目(小項目)	
<p>質問要旨：</p>	

(裏面に続く)

質問項目(小項目)	
質問要旨:	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	

(留意事項)

- この通告書の写しは、市当局及び議会運営委員会に配布します。
- 大項目及び小項目は、一般質問一覧表に転記します。
- 大項目が二つ以上の場合は、通告書を分けて大項目ごと提出してください。
- 質問要旨は、質問の主旨、狙い等を明瞭・簡潔に記入してください。(200字以内)
- 用紙が足りない場合は複数枚使用して、右上の / 枚 に枚数を記入してください。
- 一般質問の受付は、告示日の午前8時30分から受付を開始します。
- 電子メールにより送信した場合は、同時に議会事務局に電話連絡してください。
- 一般質問(個人質問)の発言順は、通告書の受付順によります。

事務局 記入欄	令和6年6月3日(10時45分受付)	受付番号	個-5
------------	--------------------	------	-----

令和 6 年 6 月 3 日

田原市議会議長 殿

田原市議会議員 古川 幸宏
 (会派名：自由民主党田原市議団)

一般質問通告書

次のとおり、会議規則第 6 3 条の規定により通告します。

質問者の区分	代表質問 ・ 個人質問
質問方式の選択	一問一答方式 ・ 一括質問一括答弁方式
質問項目(大項目)	商業振興支援について
質問項目(小項目)	1. 中小企業者・小規模企業者支援について
<p>質問要旨：中小企業者・小規模企業者は、地域経済の活性化や雇用創出に不可欠な存在である。しかし近年、原材料費・燃料費の高騰、経営者の高齢化、求人難など、経営状況は厳しい状況に直面している。地域経済安定のため、中小企業者・小規模企業者への支援は喫緊の課題と考える。</p> <p>そこで、中小企業者・小規模企業者への支援について、本市の考えを伺う。</p>	
質問項目(小項目)	2. 創業・事業承継支援について
<p>質問要旨：市内の事業所数が減少している。地域経済を維持していくためには創業にチャレンジしやすい環境整備、事業承継への支援が必要であると考える。</p> <p>そこで、本市の創業・事業承継支援の取組について伺う。</p>	

(裏面に続く)

質問項目(小項目)	3. 小規模企業振興基本条例制定について
<p>質問要旨:「令和6年度主要施策の事業概要」の中に「中小企業の振興を図り、地域経済の持続的な成長につなげるため、(仮称)中小企業振興条例の制定を検討するとともに、その拠点となる(仮称)産業会館の整備を行う。」とある。田原市商工会、渥美商工会からも「小規模企業振興基本条例早期制定」の要望が継続して出されている。</p> <p>そこで、中小企業振興基本条例の制定を現在どのように検討しているのか伺う。</p>	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	

(留意事項)

- この通告書の写しは、市当局及び議会運営委員会に配布します。
- 大項目及び小項目は、一般質問一覧表に転記します。
- 大項目が二つ以上の場合は、通告書を分けて大項目ごと提出してください。
- 質問要旨は、質問の主旨、狙い等を明瞭・簡潔に記入してください。(200字以内)
- 用紙が足りない場合は複数枚使用して、右上の 枚 に枚数を記入してください。
- 一般質問の受付は、告示日の午前8時30分から受付を開始します。
- 電子メールにより送信した場合は、同時に議会事務局に電話連絡してください。
- 一般質問(個人質問)の発言順は、通告書の受付順によります。

事務局 記入欄	令和6年6月3日(13時08分受付)	受付番号	個-6
------------	--------------------	------	-----

令和 6 年 6 月 3 日

田原市議会議長 殿

田原市議会議員 中村 健太郎

(会派名：国民民主党田原市議団)

一般質問通告書

次のとおり、会議規則第 6 3 条の規定により通告します。

質問者の区分	代表質問 ・ 個人質問
質問方式の選択	一問一答方式 ・ 一括質問一括答弁方式
質問項目(大項目)	子ども・若者施策について
質問項目(小項目)	1. 市町村こども計画の策定について
質問要旨	市町村は、こども基本法で定められたこども大綱や都道府県こども計画を勘案した市町村こども計画を策定することが努力義務となっている。 そこで、本市においても計画を策定する考えはあるか伺う。
質問項目(小項目)	2. 子ども・若者の意見を施策に反映させるための環境整備について
質問要旨	子ども・若者の意見や思いを反映させるための仕組みをさらに充実させていくことが重要と考える。 そこで、子ども・若者の意見を施策に反映させるための環境整備についての考えを伺う。
質問項目(小項目)	3. 子ども・若者を中心とした会議体について
質問要旨	子ども・若者の意見を反映させる仕組みとして、若者議会などの会議体を設置する自治体が増えつつある。 そこで、子ども・若者を中心とした会議体についての考えを伺う。

(裏面に続く)

質問項目(小項目)	
質問要旨:	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	

(留意事項)

- この通告書の写しは、市当局及び議会運営委員会に配布します。
- 大項目及び小項目は、一般質問一覧表に転記します。
- 大項目が二つ以上の場合は、通告書を分けて大項目ごと提出してください。
- 質問要旨は、質問の主旨、狙い等を明瞭・簡潔に記入してください。(200字以内)
- 用紙が足りない場合は複数枚使用して、右上の / 枚 に枚数を記入してください。
- 一般質問の受付は、告示日の午前8時30分から受付を開始します。
- 電子メールにより送信した場合は、同時に議会事務局に電話連絡してください。
- 一般質問(個人質問)の発言順は、通告書の受付順によります。

事務局 記入欄	令和6年6月3日(15時43分受付)	受付番号	個-7
------------	--------------------	------	-----

1 / 1 枚

令和 6 年 6 月 3 日

田原市議会議長 殿

田原市議会議員 内藤 喜久枝
(会派名：自由民主党田原市議団)

一般質問通告書

次のとおり、会議規則第 6 3 条の規定により通告します。

質問者の区分	代表質問 ・ 個人質問
質問方式の選択	一問一答方式 ・ 一括質問一括答弁方式
質問項目(大項目)	赤羽根福祉センターの在り方について
質問項目(小項目)	1. 赤羽根福祉センターの現状と課題について
質問要旨:赤羽根福祉センターは介護保険制度が開始された翌年に運用開始され、20 年以上が経過した。平成 30 年には赤羽根診療所が開設されるなど、施設の運営方法や利用方法も変わってきているが、赤羽根地域には必要な施設と考える。 そこで、施設の現状と課題について伺う。	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	

(裏面に続く)

質問項目(小項目)	
質問要旨:	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	

(留意事項)

- この通告書の写しは、市当局及び議会運営委員会に配布します。
- 大項目及び小項目は、一般質問一覧表に転記します。
- 大項目が二つ以上の場合は、通告書を分けて大項目ごと提出してください。
- 質問要旨は、質問の主旨、狙い等を明瞭・簡潔に記入してください。(200字以内)
- 用紙が足りない場合は複数枚使用して、右上の / 枚 に枚数を記入してください。
- 一般質問の受付は、告示日の午前8時30分から受付を開始します。
- 電子メールにより送信した場合は、同時に議会事務局に電話連絡してください。
- 一般質問(個人質問)の発言順は、通告書の受付順によります。

事務局 記入欄	令和6年6月3日(15時46分受付)	受付番号	個-8
------------	--------------------	------	-----

令和 6 年 6 月 5 日

田原市議会議長 殿

田原市議会議員 小川 貴夫
 (会派名：自由民主党田原市議団)

一般質問通告書

次のとおり、会議規則第 6 3 条の規定により通告します。

質問者の区分	代表質問 ・ 個人質問
質問方式の選択	一問一答方式 ・ 一括質問一括答弁方式
質問項目(大項目)	職員の採用方法と働き方改革について
質問項目(小項目)	1. 職員の採用方法について
<p>質問要旨:本市では平成 29 年度に総合能力試験を、令和元年度に社会人採用試験を取り入れ職員を採用しているが、全国的にみると特徴のある職員募集を行い職員採用につなげている自治体がある。市役所の業務が複雑化、多様化している中、働きやすい環境を整え、より質の高い行政運営を実践するための職員の確保は、必要不可欠な問題であると考えます。</p> <p>そこで、現在までの採用方法の評価と課題、また今後の方向性について伺う。</p>	
質問項目(小項目)	2. 職員の新たな働き方について
<p>質問要旨:職員の残業時間削減対策を様々行っており、削減効果も出てきていると聞いている。近年は、多様な働き方が望まれ、職員の副業制度を取り入れている自治体も見られるため、労働基準法で規定されている時間外労働の上限の範囲内であるならば、副業制度などを取り入れることで職員の生活の充実が図られると考える。</p> <p>そこで、職員の残業時間削減状況を踏まえ、副業についての考えを伺う。</p>	

(裏面に続く)

質問項目(小項目)	
質問要旨:	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	

(留意事項)

- この通告書の写しは、市当局及び議会運営委員会に配布します。
- 大項目及び小項目は、一般質問一覧表に転記します。
- 大項目が二つ以上の場合は、通告書を分けて大項目ごと提出してください。
- 質問要旨は、質問の主旨、狙い等を明瞭・簡潔に記入してください。(200字以内)
- 用紙が足りない場合は複数枚使用して、右上の / 枚 に枚数を記入してください。
- 一般質問の受付は、告示日の午前8時30分から受付を開始します。
- 電子メールにより送信した場合は、同時に議会事務局に電話連絡してください。
- 一般質問(個人質問)の発言順は、通告書の受付順によります。

事務局 記入欄	令和6年6月5日(8時02分受付)	受付番号	個-9
------------	-------------------	------	-----

令和 6 年 6 月 5 日

田原市議会議長 殿

田原市議会議員 中野 哲伸
 (会派名：自由民主党田原市議団)

一般質問通告書

次のとおり、会議規則第 6 3 条の規定により通告します。

質問者の区分	代表質問 ・ 個人質問
質問方式の選択	一問一答方式 ・ 一括質問一括答弁方式
質問項目(大項目)	飼い主のいない猫の問題について
質問項目(小項目)	1. 飼い主のいない猫の問題に対する本市の取組と課題について
質問要旨:	本市においても、飼い主のいない猫の問題については多くの意見が寄せられており、今年度には飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助金が予算化されたところである。 そこで、飼い主のいない猫の問題に対する本市の取組と課題について伺う。
質問項目(小項目)	
質問要旨:	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	

(裏面に続く)

質問項目(小項目)	
質問要旨:	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	

(留意事項)

- この通告書の写しは、市当局及び議会運営委員会に配布します。
- 大項目及び小項目は、一般質問一覧表に転記します。
- 大項目が二つ以上の場合は、通告書を分けて大項目ごと提出してください。
- 質問要旨は、質問の主旨、狙い等を明瞭・簡潔に記入してください。(200字以内)
- 用紙が足りない場合は複数枚使用して、右上の / 枚 に枚数を記入してください。
- 一般質問の受付は、告示日の午前8時30分から受付を開始します。
- 電子メールにより送信した場合は、同時に議会事務局に電話連絡してください。
- 一般質問(個人質問)の発言順は、通告書の受付順によります。

事務局 記入欄	令和6年6月5日(11時01分受付)	受付番号	個-10-1
------------	--------------------	------	--------

令和6年6月5日

田原市議会議長 殿

田原市議会議員 中野 哲伸
 (会派名：自由民主党田原市議団)

一般質問通告書

次のとおり、会議規則第63条の規定により通告します。

質問者の区分	代表質問 ・ 個人質問
質問方式の選択	一問一答方式 ・ 一括質問一括答弁方式
質問項目(大項目)	タクシー不足に対する今後の取組について
質問項目(小項目)	1. タクシー不足に対する今後の取組について
<p>質問要旨：赤羽根地域にはタクシーが配車されておらず、また渥美地域には1台配車されているが、夜間等の時間帯によっては利用が難しい状況となっており、大変重要な課題と感じている。 そこで、タクシー不足に対する今後の取組について伺う。</p>	
質問項目(小項目)	
質問要旨：	
質問項目(小項目)	
質問要旨：	
質問項目(小項目)	
質問要旨：	

(裏面に続く)

質問項目(小項目)	
質問要旨:	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	

(留意事項)

- この通告書の写しは、市当局及び議会運営委員会に配布します。
- 大項目及び小項目は、一般質問一覧表に転記します。
- 大項目が二つ以上の場合は、通告書を分けて大項目ごと提出してください。
- 質問要旨は、質問の主旨、狙い等を明瞭・簡潔に記入してください。(200字以内)
- 用紙が足りない場合は複数枚使用して、右上の / 枚 に枚数を記入してください。
- 一般質問の受付は、告示日の午前8時30分から受付を開始します。
- 電子メールにより送信した場合は、同時に議会事務局に電話連絡してください。
- 一般質問(個人質問)の発言順は、通告書の受付順によります。

事務局 記入欄	令和6年6月5日(11時01分受付)	受付番号	個-10-2
------------	--------------------	------	--------

令和 6 年 6 月 5 日

田原市議会議長 殿

田原市議会議員 小川 金一
 (会派名：自由民主党田原市議団)

一般質問通告書

次のとおり、会議規則第 6 3 条の規定により通告します。

質問者の区分	代表質問 ・ 個人質問
質問方式の選択	一問一答方式 ・ 一括質問一括答弁方式
質問項目(大項目)	新しいビジネスモデル創出のための取組について
質問項目(小項目)	1. 事業実施の必要性や可能性についての検討状況について
<p>質問要旨：令和 5 年 9 月の第 3 回定例会の一般質問において、新しいビジネスモデル創出のための調査・分析事業報告書に関連する答弁で、「事業実施の必要性や可能性について検討を進めてまいりたい」とのことであったがその後の検討状況について伺う。</p>	
質問項目(小項目)	2. 今後の推進組織の構築について
<p>質問要旨：新しいビジネスモデル創出のための調査・分析事業報告書の中で、今後の各産業分野の取組を推進するための組織の方向について、「仮称：田原新事業創出ネットワーク」が掲げられているが、この推進組織の構築に向けてどのように取り組むのか伺う。</p>	
質問項目(小項目)	
<p>質問要旨：</p>	

(裏面に続く)

質問項目(小項目)	
質問要旨:	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	

(留意事項)

- この通告書の写しは、市当局及び議会運営委員会に配布します。
- 大項目及び小項目は、一般質問一覧表に転記します。
- 大項目が二つ以上の場合は、通告書を分けて大項目ごと提出してください。
- 質問要旨は、質問の主旨、狙い等を明瞭・簡潔に記入してください。(200字以内)
- 用紙が足りない場合は複数枚使用して、右上の / 枚 に枚数を記入してください。
- 一般質問の受付は、告示日の午前8時30分から受付を開始します。
- 電子メールにより送信した場合は、同時に議会事務局に電話連絡してください。
- 一般質問(個人質問)の発言順は、通告書の受付順によります。

事務局 記入欄	令和6年6月5日(11時02分受付)	受付番号	個-11
------------	--------------------	------	------

令和 6 年 6 月 5 日

田原市議会議長 殿

田原市議会議員 岡本 重明
 (会派名：青嵐会)

一般質問通告書

次のとおり、会議規則第 6 3 条の規定により通告します。

質問者の区分	代表質問 ・ 個人質問
質問方式の選択	一問一答方式 ・ 一括質問一括答弁方式
質問項目(大項目)	市民の日常生活利便性向上に向けたまちづくりについて
質問項目(小項目)	1. 地域間差異が日常生活利便性に与える影響について
<p>質問要旨：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 裕福な臨海企業税収を持つ本市であるが、地域によって日常生活利便性の差異が見られる。その差異の解消に対しどのような取組を行ってきて、どのような成果を上げたか認識しているのか伺う。 2. 本市におけるコンパクトシティの考え方と、地域による日常生活利便性の差異との相関関係をどのように捉えているのか伺う。 3. 日常生活利便性の地域間差異が、福祉、医療、子育て、教育などの行政サービス、農業・漁業・個人商店などの地場産業分野に与える影響をどのように捉えているのか各分野に伺う。 	

(裏面に続く)

質問項目(小項目)	2. 日常生活利便性向上に必要なインフラ整備の考え方について
質問要旨:	<p>1. 日常生活利便性向上に向けたまちづくりには居住人口の地域間差異を問わず、特に移動の日常生活利便性が重要と考えるが、市の考えを伺う。</p> <p>2. 市街化区域の日常生活利便性のインフラ整備には、国や県の補助金が付いているが、市街化調整区域の本市の特色を生かした日常生活利便性向上のためのインフラ整備において、国や県の補助事業等の制約が伴っているのか伺う。</p> <p>3. 豊かな財源をもとに、国や県の助成事業対象外地域であっても、本市の市民生活利便性向上に向けた、市独自の施策は実施しているのか伺う。</p>
質問項目(小項目)	
質問要旨:	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	

(留意事項)

- この通告書の写しは、市当局及び議会運営委員会に配布します。
- 大項目及び小項目は、一般質問一覧表に転記します。
- 大項目が二つ以上の場合は、通告書を分けて大項目ごと提出してください。
- 質問要旨は、質問の主旨、狙い等を明瞭・簡潔に記入してください。(200字以内)
- 用紙が足りない場合は複数枚使用して、右上の / 枚 に枚数を記入してください。
- 一般質問の受付は、告示日の午前8時30分から受付を開始します。
- 電子メールにより送信した場合は、同時に議会事務局に電話連絡してください。
- 一般質問(個人質問)の発言順は、通告書の受付順によります。

事務局 記入欄	令和6年6月5日(11時50分受付)	受付番号	個-12
------------	--------------------	------	------